

定期刊行 毎月1日・15日
1部 8円
発行人 高橋達郎
編集責任 倉部
〒981-8545
仙台市青葉区柏木一丁目2-45
宮城県教職員組合
電話 (234) 0141・4161
FAX (274) 2130
E-mail miyakyoso@mtu.or.jp

部活動に関する職場討議資料

中学校部活動アンケート結果報告
2013年2月 宮城県教職員組合

部活動について話し合みましょう

中学校・部活動アンケート結果

8割の教職員が「負担に感じることがある」と回答

宮教組は、昨年10月～12月に中学校・部活動に関するアンケートを実施し、県内209校の過半数の108校865名から回答がありました。その結果、全体の約8割にあたる77.0%の教職員が「部活動を負担に感じることがある」と回答していることがわかりました。また、「負担を感じることがない」と回答した2割の教職員も部活動のあり方について、部活手当の増額や統一したルールの作成など、何らかの改善が必要との意見を持っている人が多いこともわかりました。

この結果を基に、宮教組は、文科省・県教委等に部活動のあり方の改善を働きかけていきます。また、各職場で、来年度の教育計画づくり、部活動の年間計画づくりにこの結果を役立ててほしいと強く願うものです。

※ アンケート結果の概要は、第2・3面に掲載。詳細の報告書および県教委に対する要求書は、近日中に各学校に送ります。

1 いま、部活動のあり方について、話し合いの場を持つことが必要です

中学校において、部活動は、教職員にとっても生徒にとっても大きな意味を持ち、その教育的意義は大きなものがあります。しかし、これまでそのあり方について、教職員全体で本音で話し合うことはほとんどなかったのではないのでしょうか。

職員室には、子育て中の教員、病気を抱えた教員、介護を抱えた教員、自分の専門外の部を担当している教員など、様々な事情を抱えた教員がいます。そうした教員にとって部活動は大きな負担となっていることが今回の調査から明らかになりました。

また、被災地やスクールバス通学の中学校では、思うように部活動ができない現実もあります。

私たち宮教組は、この結果を踏まえ、以下の理由から、教育計画作成の今の時期こそ、部活動の在り方について、全教職員が本音で語り合う場を持つことを呼びかけるものです。

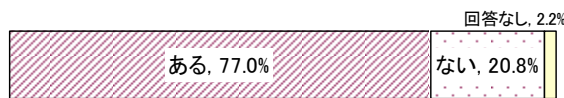
部活動について話し合う必要性

- ① 部活動が、新学習指導要領に「学校教育の一環として、教育課程との関連が図れるよう留意すること」と位置づけられた。
- ② 新教育課程で授業時数が増え、放課後の時間が少なくなった。
- ③ 「在校時間記録」などの各種調査で、中学校の時間外労働が労働基準法・学校職員の勤務時間条例（1日の労働時間や休憩、休日を規定）、労働安全衛生法（安全配慮義務）、給特法・給特条例（「時間外勤務は命じない」）に違反している状態が公的に明らかになった。
- ④ 部活指導などの長時間労働による過労・メンタルヘルス問題が起きている。
- ⑤ 高校入試前期選抜の出願条件に部活動の成績が入れられた。
- ⑥ 教職員の8割程度が部活動を負担に感じ、悩んでいる教職員が多い。
- ⑦ 長時間にわたる部活動が、本務である授業などに影響を与えている。
- ⑧ 体罰問題など、部活動のあり方が問われている。

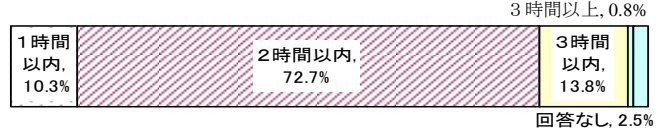


2 部活動アンケートの結果 (2012年10～12月実施 209中学校中108校865名回答)

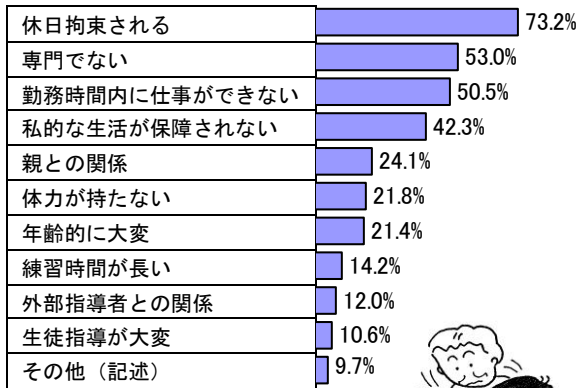
Q1 あなたは部活動を負担に感じるがありますか。



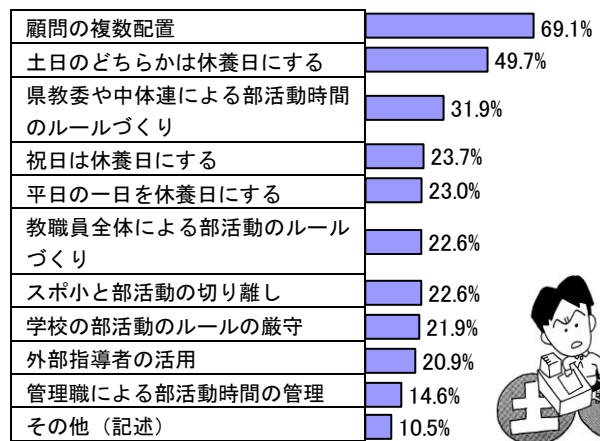
Q3 平日の部活動は何時間位行われるのが適当ですか。



Q2 「ある」とお答えになった場合、理由はなんですか。(複数回答可)



Q4 部活動の改善に向けてどのようなことが望まれますか。(複数回答可)



3 「部活動が負担」(77.0%)の理由と主な自由記述 (一部抜粋・要約)

(1) 「土日が拘束される」73.2%

- 子育て世代なので、休日、預けるところがない場合、小さな子どもを連れて部活、練習試合に行かなくてはならない。(仙南・女性・30代)
- 休日の試合や遠い地域での大会などで休日がつぶれ疲労が蓄積してきます。外部指導者などに休日の部活動を願って仕事ができるような状態にしてほしい。(仙台・女性・50代)
- 半ば当然のように土日も部活動をやっているが、全く休めないおかしな状況が続いている。土日が使えないということは、当然健康や学校の業務にも影響が出てくる。そのような状況を分かっている見過ごしているのは無責任だと思います。(古川・男性・40代)
- 各種大会も教育委員会の協力のもとで行っているのでもできるだけ参加するようになる。多いとき1ヶ月で3回(土日6日間)大会案内が来る。大会の数が少なくならないと休日の部活動は減らしづらい。(栗原・男性・40代)

※ 県教委・文科省通知が守られていない現状。大会が日曜日にある場合、土曜日も練習になることが多い。

(2) 「専門でない」53.0%

- 専門でない部活動を担当すると、生徒からも親からもクレームがつけられる。「分からない」「できない」それだけで言われることに悔しさと腹立たしさを感じる。運動が苦手な人は「部活動に関わるな」「教員になるな」と言われている気がする。(仙南・男性・30代)
- 専門でない、危険が多い柔道を受け持ち、不安が大きい。(仙台・男性・50代)
- 自分がやっていた種目ではないので、技術指導をしてあげられない。(迫・女性・50代)
- 自分は専門的な種目がないので8種目目の部活です。転勤のたびに今までやったことがない部を担当させられて、本当に慣れるまで不安であり負担です。(栗原・女性・50代)

※ 部活免許があるわけでもなく、研修もない。専門外の部活を担当させられた教員の負担と悩みは大きい。

(3) 「勤務時間内に仕事ができない」50.5%

- 放課後に学習指導を行いたいが、なかなか時間がとれない。(仙台・男性・無)
- 勤務時間すぎても活動させているので、事務作業や教材研究の時間が圧迫されているのが実情です。その分時間外での仕事が延びています。(仙台・女性・20代)
- 休日でも活動することを求められる。提出書類や雑務も増え、本来の教材研究の時間がどこかに追いやられ、生活そのものが部活動に支配されている。そんな毎日が、初任から相変わらず続いている。本音を言うと、みんな我慢していると思う。(中央・無・40代)
- 部活動がありなかなか仕事が進まず、学級の仕事がたまり困っている。学級のことや生徒指導もあり、職員室に残っていると指導に行くように言われる。(古川・女性・40代)
- 部活動で教員の本来の仕事である教材研究の時間がない。(栗原・男性・40代)

※ 部活指導が終わってから、時間外によやく事務作業や教材研究ができる。疲労は深刻。

(4) 「私的な時間が保障されない」 42.3%

- 自分の子供を見るひまがない。自分の子供はほったらかしになる。(仙南・男性・40代)
 - 家事や自分の子どものことが後回しになる。(仙台・女性・40代)
 - 幼児の迎えが必要な職員に配慮(時間)がほしい。(中央・女性・40代)
 - 今までかなり家庭を犠牲にしてきた。我が子の活躍する姿が見られなかったり、旅行もあまりしていない。教員だから仕方がないのか。(中央・男性・50代)
 - 長時間労働により、体調を崩したり私的な生活が保障されていない。(石巻・無・30代)
- ※ 子育て世代の負担の大きさ。家庭を犠牲にしても部活動をしなければならない悲痛な叫び。

(5) 「親との関係」 24.1%

- 選手選考や試合運びに関する保護者との意見の食い違い。(仙台・男性・40代)
 - 保護者の中には、教職員の多忙さや勤務時間外に部活動をしていることを理解せず、いろいろ要求してくることもあり、精神的負担も大きい。(仙台・男性・30代)
 - 保護者・地域との関係のこじれた部活動の担当を命じられた時。(中央・男性・40代)
 - 保護者の中に「先生は土日の部活指導で割り増し給料をもらっている」と思っている方がいるが金額的には少額で家庭を犠牲にしたボランティアのようなものだと知っている方もらいたい。(古川・女性・30代)
- ※ 背景には、保護者が部活は中学校教師の本務の一つとらえている状況がある。部活についての位置づけを教育委員会や学校は積極的に保護者に伝え、教師が苦しまないようにすべき。

(6) 「体力が持たない」 21.8% 「年齢的に大変」 21.4%

- 土日どちらかは休養日にすると管理職から決めてほしい。休みがなく体力的にも精神的にもつらい。(仙台・女性・30代)
 - 生徒に部活はさせたいが、ずっとついていなければならないため、仕事ができない。持ち帰りの仕事にも限界があり、常に疲れ切っていた状態で、本来の仕事ができなくなるので、いつもジレンマを感じている。(仙台・男性・30代)
 - 中総体以外の大会が休日に行われるが、それには代休もない。年齢と共に疲れがとれにくくなっているので休みたいが、授業の進度も気になって休めない。(迫・女性・50代)
- ※ 「人たるに値する生活」の最低基準を定めた労働基準法、労働安全衛生法違反状態。

(7) 「練習時間が長い」 14.2%

- 部活動に時間が拘束されることが負担。勝利を求める保護者からは、ただただ長時間の部活動を要求され、体も心も休められない状況がある。(仙南・女性・30代)
 - 養護教諭は、終了するまで学校にいななければならない雰囲気がある(仙台・女性・50代)
 - スポーツ少年団と兼ねているので時間が長い。(中央・女性・40代)
 - 平日勤務時間をオーバーしても活動している。退庁時間に帰れない。(石巻・女性・50代)
- ※ 正規の部活時間が終了しても、スポ少終了まで顧問が立ち会わなければならない部もある。

(8) 「外部指導者との関係」 12.0%

- 負担軽減のために外部指導者をうまく活用してと言われるが、うまくいくケースが少ない。指導者と学校のねらいが違うからである。学校の意向を理解してもらうのは難しい。外部指導者の言うことは聞くが顧問の言うことは聞かなくなったら最悪。(仙南・女性・50代)
- ※ 外部指導者を頼めばいいとばかり言えない現状も読み取れる。勝利至上主義に傾き、部活動の範囲を超えて指導しようとする外部指導者もいる。あくまでも教育活動の一環であることを理解してもらう必要がある。

(9) 「生徒指導が大変」 10.6%

- 生徒のやる気が感じられず、どうやって部活動に向かわせるか。(石巻・女性・40代)
 - 部活動のルールやマナーを身につけさせるのが大変。(古川・男性・20代)
- ※ 部活内の人間関係から「いじめ」「暴力」「不登校」などが起こる場合もある。

(10) 「その他」 9.7%

- 成果を望む生徒や保護者が増えている。(仙台・女性・50代)
 - ケガ等があった場合の責任問題。(仙台・男性・40代)
 - 部費の管理が大変。他の業務を圧迫している。(仙台・女性・30代)
 - 役員になると、自分の学校の出場有無にかかわらず大会運営に行かないといけない。しかも無報酬で。(仙台・男性・40代)
 - 部活動はどんなに遠くに行っても自己負担。(中央・女性・50代)
 - コンクール等での上位入賞へのプレッシャー。(古川・女性・40代)
- ※ 時間に見合う手当がない。成果が求められるプレッシャー、新入試制度との関係でも問題。事故が起きた時の責任問題。大会運営などの負担。部費の徴収、管理。部活動をめぐって問題は山積している。



4 部活動の改善に向けて 宮教組の取り組み

アンケートに寄せられた改善要望は、多い順に、①顧問の複数配置 69.1%、②土日どちらかは休養日 49.7%、③県教委や中体連による活動時間のルール作り 31.9%となっています。また、平日の練習時間は2時間以内が83%で多数でした。自由記述では、「部活は学校から切り離すべき」から「規制はいらない」まで様々な意見がありました。（全意見は「報告書」参照）

アンケート結果からは、部活動をあいまいなままで放置してきた教育行政の責任が明確になりました。そこで、宮教組としては今回の結果を基に以下の取り組みを進めていきます。

(1) 文部科学省に対して 全国の教職員組合と協力して

- ① 部活動の性格の明確化
- ② すべての学校で複数顧問配置ができる教員定数の増員等の条件整備

(2) 県教育委員会に対して

- ① 部活動における「勤務」の明確化
- ② 部活に関する県教委「通知」内容の徹底
- ③ 高校入試の出願条件から部活成績を外すこと
- ④ 部活動の位置づけなどについて、保護者や生徒、県民への説明
- ⑤ 部活動手当の改善 時間単位の支給 時間あたりの金額の増額

(3) 全県的な活動時間の合意づくり

- ① 教育長協議会、中学校長会、県中体連、各競技団体、県 PTA 連合会への申し入れと協議・懇談
- ② 市町村教育委員会、学校長への申し入れ



5 「部活動チェック 8」に基づき、職場の合意をつくりましょう

部活動をめぐっては組合員の中でも様々な意見がありますが、中学校教員にとって部活指導は、校長から校務分掌で命令された業務の一つです。ですから、私たちは、文科省中教審の答申註にもあるように部活動の指導が勤務時間内で終わらせることを求め、改善を求めています。当面は、今まで出されている文科省と県教委・仙台市教委の通知の内容「部活動チェック 8」（宮教組まとめ）を基に以下の内容について校内で話し合い、職場の合意をつくることを提案します。そして、その内容を年度初めに学校長から生徒や保護者に説明する機会を持ってもらいましょう。

註 H19年3月29日 中央教育審議会答申『今後の教員給与の在り方について』より

「部活動は本来は教員の他の職務と同様に、正規の勤務時間内で実施すべきものである。部活動による時間外勤務が可能な限り生じないように、校長が適切に管理監督する」

職場での話し合いのテーマ例

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ◆ 部活動の意義、指導のあり方 | ◆ 部活動についての悩み、問題、課題 |
| ◆ 年間の活動日、休養日について | ◆ 1日の活動時間、休業日の活動時間 |
| ◆ 部活動の数、顧問の複数制、外部指導者 | ◆ 出場する大会の基準 |
| ◆ 生徒・保護者への説明、協力依頼 | ◆ 用具や費用についての教員と生徒の負担 |

部活動チェック 8※

- ① 平日のうち1日は「ノー部活デー」とする
- ② 平日の活動時間は2時間程度とする
- ③ 土日の1日は休養日とし、活動は4時間以内とする。
- ④ 長期休業中はまとまった休養日を設ける。
- ⑤ 部活動と他の教育活動とのバランスがとれるように年間の活動日数や出場試合の計画を立てる。
- ⑥ 勝利至上主義的なあり方を改め、心と体の健全な成長を目指す。※体罰は学校教育法11条違反。
- ⑦ スポーツ障害が生じないようにする。
- ⑧ 顧問を複数配置し、負担を軽減する。

体罰問題

教育活動の一環として実施される部活動の指導においても、いわゆる勝利至上主義に偏り、体罰を厳しい指導として正当化することは決して許されないこと。

※H25年1月25日

県教委通知より

文科省も同様の通知

※「部活動チェック 8」の根拠となる通知・報告

H22年3月 県教委 「学校マネジメント支援に関する調査研究 報告書」

H20年3月31日 県教委通知 「学校業務の効率的・効果的な実施に係る取り組みについて」

H10年1月20日 文部省通知 「中学校及び高等学校における運動部活動について」別紙1・2

H13年11月8日 仙台市教育委員会 「21世紀の部活動に向けた21の提案 望ましい部活動の在り方」

